

倫理規程

<前文>

特定非営利活動法人碧いびわ湖（以下、「当法人」という。）は、びわ湖のせっけん運動を受け継ぎ、人びとが力をあわせ、「安心を実感できる暮らし」「持続可能な社会」「命あふれる琵琶湖」を取り戻し、子どもの未来へ手渡すことを目的としている。

その目的を達成するためには、特定の個人や組織の利益を求めることなく、人々の相互信頼と協力の醸成に資することが重要となる。

この認識の下、当法人は、倫理に則り、公正かつ適正に事業活動を行うために、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとする。

当法人の役職員および事業従事者は、当法人の活動目的と社会的使命を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるように努めるものとする。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 当法人は、その設立目的に従い、公正・公平な事業運営に当たる。

（社会的信用の維持）

第2条 当法人は、公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努める。

（基本的人権の尊重）

第3条 当法人は、基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしない。

（法令等の遵守）

第4条 当法人は、関連法令及び当法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営する。

2 当法人は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

3 役職員は、不正もしくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合に

は、躊躇なくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 当法人の役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用してはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第6条 当法人の役職員は、その職務の執行に際し、当法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、当法人が定める所定の手続に従わなければならない。

当法人の役職員は以下のことに留意して行動しなければならない。

- (1) 助成事業等の支援先の選定に当たっては、公正・公平を旨とし、自ら関与している組織の調査・選考には加わらない。
- (2) 役員と職員又は職員同士が談合して、当法人の運営を私的に利用する行為又はそのような誤解を生じさせるような行為を避ける。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 当法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努める。

(個人情報保護)

第9条 当法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮する。

(連携)

第10条 当法人は、活動をともにする団体や組織、および助成事業の助成対象団体が、人びとの連帯と信頼の醸成をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携する。

(研鑽)

第11条 当法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努める。また、民間公益活動の促進による社会の

変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たる。

(規程遵守の確保)

第12条 当法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2022年6月27日から施行する。(2022年6月27日理事会議決)